

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月21日
【会社名】	株式会社総合臨床ホールディングス
【英訳名】	Sogo Rinsho Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 立川 憲之
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03-6901-6080（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 橋本 寿哉
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03-6901-6080（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 橋本 寿哉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 266,760,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	540,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1. 平成27年5月21日(木)開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	540,000株	266,760,000	
一般募集			
計(総発行株式)	540,000株	266,760,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
494		100株	平成27年6月8日(月)		平成27年6月8日(月)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。
なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社総合臨床ホールディングス経営管理部	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 八王子支店	東京都八王子市横山町15番3号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
266,760,000	1,000,000	265,760,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 新規発行による手取金の額とは本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係るアドバイザー費用等の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額265,760,000円の使途については、当社グループの事業推進のための運転資金に充当する予定です。なお、支出予定時期は、平成27年6月9日から平成28年7月31日までです。また、調達資金を実際に支出するまでは銀行口座にて管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社メディカルシステムネットワーク
本店の所在地	北海道札幌市中央区北十条西二十四丁目3番地
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>(有価証券報告書)</p> <p>事業年度 第16期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月20日北海道財務局長に提出</p> <p>(四半期報告書)</p> <p>事業年度 第17期第1四半期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月12日北海道財務局長に提出</p> <p>事業年度 第17期第2四半期 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月7日北海道財務局長に提出</p> <p>事業年度 第17期第3四半期 (自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月6日北海道財務局長に提出</p>

(注) 1. 割当予定先は株式会社東京証券取引所市場第一部へ上場しております。

2. 割当予定先の概要は、平成27年5月21日時点におけるものです。

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		平成27年3月26日付で業務提携契約を締結しております。また、平成27年5月21日付で資本提携契約を締結いたしました。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係は、平成27年5月21日時点におけるものです。

c 割当予定先の選定理由

割当予定先は、医薬品等ネットワーク事業(医薬品卸と調剤薬局・病医院との間の医薬品オンライン受発注及び関連業務のアウトソーシング)と調剤薬局事業の2事業を中核事業として展開しており、平成27年5月1日現在、医薬品ネットワーク加盟件数は1,238件に拡大し、割当予定先が運営する調剤薬局は349店舗となっております。また、子会社の株式会社エスエムオーメディスンにおいて、SMO事業(1)を行っております。

割当予定先とは、割当予定先及び当社が有する経営資源、経営ノウハウを相互に有効活用することで、事業効率の向上を図り、相互の企業価値向上を果たすため、上記のとおり業務提携契約を締結しております。具体的な契約内容は以下のとおりです。

- (1) SMO事業における案件の相互紹介及び人材交流・教育に関する取組
- (2) 当社グループの心理評価事業を活用した臨床試験支援業務に関する共同取組
- (3) 提携医療機関の開拓及び医師開業支援への共同取組
- (4) (1)～(3)に該当しない、新たなサービスの開発に向けた共同取組
- (5) その他前各号に付帯する業務

また、上記の提携関係を一層強固なものとするため、平成27年5月21日付で資本提携契約を締結いたしました。具体的な契約内容は以下の通りです。

- (1) 当社及び割当予定先との信頼関係を高め、長期的な協力関係の構築と維持を図るとともに、業務提携を確実なものにする
- (2) その他の者に対する割当により、当社株式を割当予定先が取得する
- (3) 割当予定先が行う第三者割当による自己株式の処分により、割当予定先株式を当社が取得する

以上のとおり、割当予定先との取引関係及び協調関係の継続発展を図ることで、当社の企業価値向上に資するものと考え、割当予定先に選定いたしました。

(用語説明)

1 SMO(Site Management Organization: 治験施設支援機関)事業

治験を実施する医療機関から、治験の実施に係る業務の一部を受託または代行する事業。当社は、治験を実施する医療機関に対し、CRC業務(2)、IRB事務局業務(3)及び治験事務局業務(4)の包括的支援サービスを提供することで、治験が適正かつ円滑に実施されるように医療機関の業務を支援しております。

2 CRC業務

CRC(治験コーディネーター)は、治験責任医師の指導の下、インフォームド・コンセントの取得補助、症例報告書への転記・管理、モニターとの対応窓口等、医学的判断を伴わない治験業務の支援を行います。医薬品の治験実施過程において、とりわけ被験者と治験との調整を行い、治験の倫理性、科学性を保証するための活動を行います。

3 IRB事務局業務

製薬企業等から依頼を受けた医療機関は、IRB(治験審査委員会)を開催し、倫理的、科学的及び医学的妥当性の観点から治験実施の適否を判断する必要がありますが、当社は、IRB開催の通知、資料の配布、IRB議事録の作成及び審査結果の報告等、その整備・運営に関する支援を行います。

4 治験事務局業務

医療機関が治験を実施するにあたり必要となる標準業務手順書(SOP)や各種書類の作成等、治験事務局の整備・運営に関する支援を行います。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 540,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先からは、資本提携に基づく一層の関係強化の趣旨に鑑み、中長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。

なお、当社は、割当予定先から、払込期日(平成27年6月8日)より2年以内に本自己株式処分に係る割当株式の全部または一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名または名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である株式会社メディカルシステムネットワーク(以下「MSNW」という。)の第16期有価証券報告書(平成26年6月20日提出)及び直近の第17期第3四半期報告書(平成27年2月6日提出)における財務諸表により、本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しており、本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるMSNWは、会社の履歴、役員、主要株主等について有価証券報告書等において公表している株式会社東京証券取引所市場第一部の上場会社であります。また、「株式会社メディカルシステムネットワークグループ反社会的勢力に対する方針」を定めており、その一つとして反社会的勢力には毅然とした態度でのぞみ、これらを寄せつけないとしております。以上の内容について当社は、MSNWが株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」等で確認しており、割当予定先、割当予定先の役員若しくは子会社が反社会的勢力等とは関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価格につきましては、本自己株式処分に関する取締役会決議日の直前営業日(平成27年5月20日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値494円といたしました。

当社は、直近株価が現時点における当社の企業価値を適正に反映し、最も客観的な株価であると判断しており、当該処分価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な処分価格には該当しないものと判断いたしました。

なお、取締役会決議の前日を含む直近1ヶ月間の終値の単純平均値は486円(円未満切捨)、取締役会決議の前日を含む直近3ヶ月間の終値の単純平均値は486円(円未満切捨)、取締役会決議の前日を含む直近6ヶ月間の終値の単純平均値は477円(円未満切捨)であり、これらの株価に対する上記の処分価格の乖離率は、順に、1.64%のプレミアム、1.64%のプレミアム、3.56%のプレミアムとなっております。

このように本自己株式処分に係る処分価格については、上記 から のいずれの期間におきましても、特に有利な処分価格には該当していないものと判断しております。

払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役の意見等は、以下のとおりです。

本自己株式処分の取締役会決議に際し、監査役全員が、上記算定根拠による当該処分価格については、合理的と考えられる算定根拠により決定され、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、上記算定根拠による処分価格が特に有利な発行には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により、MSNWに対して割当てる株式数は、540,000株であり、本自己株式処分前の当社普通株式の発行済株式数21,548,000株の2.50%(議決権の総数198,805個の2.71%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、本件の割当予定先との資本提携は当社の企業価値及び株主価値の向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議決権 数の割合(%)	割当後の 所有株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合(%)
西野 晴夫	東京都八王子市	3,713,800	18.68	3,713,800	18.63
佐々木 幸弘	東京都世田谷区	3,713,800	18.68	3,713,800	18.63
株式会社CAC Holdings	東京都中央区日本橋箱崎町 24番1号	2,154,600	10.83	2,154,600	10.80
EPSホールディング ス株式会社	東京都新宿区津久戸町1番 8号	647,100	3.25	647,100	3.24
株式会社メディカル システムネットワ ーク	北海道札幌市中央区北十条 西二十四丁目3番地			540,000	2.70
庄司 孝	東京都八王子市	487,300	2.45	487,300	2.44
日本トラスティ・ サービス信託銀行株 式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8 番11号	381,400	1.91	381,400	1.91
株 式 会 社 アイ・ ディー・ディー	東京都港区南麻布二丁目1 4番19号	345,000	1.73	345,000	1.73
澤 梨乃	東京都世田谷区	180,000	0.90	180,000	0.90
総合臨床ホールデ ィングス社員持株会	東京都新宿区西新宿区二丁 目4番1号	177,600	0.89	177,600	0.89
齋藤 ひとみ	東京都港区	150,000	0.75	150,000	0.75
計		11,950,600	60.11	12,490,600	62.65

(注) 1. 平成27年1月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 当社は、割当前に自己株式1,666,043株、割当後に自己株式1,126,043株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本自己株式処分後の総議決権199,345個に対する割合です。

4. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点第3位以下を切捨てております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第25期事業年度)及び四半期報告書(第26期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年5月21日)までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成27年5月21日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第25期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年5月21日)までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成26年10月27日に臨時報告書を提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

1 提出理由

平成26年10月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年10月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額98,308,785円

ロ 効力発生日

平成26年10月23日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、西野晴夫、佐々木幸弘、立川憲之、橋本寿哉、石見陽を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、沖倉強を選任する。

第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

取締役の金銭報酬額上限3億円とは別枠で株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額について年額1億円を上限として設ける。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の配当の件	137,026	965	0	(注) 1	可決 97.6
第2号議案 取締役5名選任の件					
西野晴夫	136,871	1,124	0	(注) 2	可決 97.5
佐々木幸弘	136,904	1,091	0		可決 97.5
立川憲之	136,952	1,043	0		可決 97.5
橋本寿哉	136,938	1,057	0		可決 97.5
石見陽	134,622	3,373	0		可決 95.9
第3号議案 監査役1名選任の件	137,062	929	0	(注) 2	可決 97.6
第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件	133,859	4,136	0	(注) 1	可決 95.3

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 平成25年 8 月 1 日 至 平成26年 7 月31日	平成26年10月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第26期第 2 四半期)	自 平成26年11月 1 日 至 平成27年 1 月31日	平成27年 3 月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1 に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年10月22日

株式会社総合臨床ホールディングス

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 岡本 悟 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 宮島 章 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社総合臨床ホールディングスの平成25年8月1日から平成26年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社総合臨床ホールディングス及び連結子会社の平成26年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社総合臨床ホールディングスの平成26年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社総合臨床ホールディングスが平成26年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年10月22日

株式会社総合臨床ホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員	公認会計士	岡本	悟	印
業務執行社員				
業務執行社員	公認会計士	宮島	章	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社総合臨床ホールディングスの平成25年8月1日から平成26年7月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社総合臨床ホールディングスの平成26年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年3月12日

株式会社総合臨床ホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員	公認会計士	岡本	悟	印
業務執行社員				
業務執行社員	公認会計士	宮島	章	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社総合臨床ホールディングスの平成26年8月1日から平成27年7月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年11月1日から平成27年1月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年8月1日から平成27年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社総合臨床ホールディングス及び連結子会社の平成27年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。